

【令和 7 年第 3 回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和 7 年 1 0 月 1 0 日 文教委員長 加藤 孝明

○「議案第 1 7 3 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊システム改修に伴う要件定義等の内容について

制度開始に必要なシステム改修項目の決定及び運用に向けたスケジュール等を定める作業を予定している。

＊小児医療費助成制度以外の事業でシステム改修が必要になった場合の対応について

当該事業の他に新たな制度改正が生じた際、システム改修の時期が遅延すると市民生活等への影響が大きいため、システム改修を所管する部署と十分に連携を図り、遅延が生じないように改修に向けた調整を進める予定である。

＊保護者負担の軽減を踏まえた医療証の更新期間の検討について

医療証の更新年数の期間については保護者等の利便性を踏まえ、今後検討する予定である。

＊早期の制度拡充に向けた調整について

制度拡充に係る諸手続きについて、委託先事業者によるシステム改修作業だけでなく、市の区役所等における対応も必要となる状況であり、早期の制度拡充は困難であるとの判断に至った。

＊小児ぜん息患者医療費支給制度の対象者に対する助成について

当該制度は既に廃止されており、経過措置期間は令和 8 年 3 月までとなっている。

＊過剰受診の定義について

市として過剰受診の定義を明示していないが、有事に必要な医療を受診可能な体制整備を行うこと及び重複受診の防止が重要であると認識している。まずはかかりつけ医の判断を仰ぎ、場合によっては他の病院の紹介を受ける等の適正な受診の在り方について、他都市の事例を参考にした上で市民に周知したい。

＊過剰受診に関する市民への周知内容について

受診を控えさせる意図はなく、市からの周知広報の一環として適正受診に向けた広報を行っている。

＊制度の遡及適用について

償還払いの事務手続きについて、システム改修前は医療資格の確認が困難であり、また医療機関による対応が困難であることから、9 月以前の遡及適用は難しいと認識している。

＊条例改正後における対象者の範囲について

従前は条例の第 3 条において、助成を受けることが出来る者を小児の保護者としていたが、今回の対象年齢の引上げに伴い、小児自身が独立し自身の社会保険に加入している場合や、18 歳に達し婚姻をしている者が想定されること

から、第3条の改正を行い、被扶養者でない小児等については自身が助成対象となるよう改正を行うものである。

*** 制度拡充に伴う市民への周知方法について**

今回の拡充に向けた取組が、市民に効果的かつ分かりやすく伝わる周知方法を検討し周知を行う予定である。

*** 新規の対象者への広報について**

学生に対しては学校へ周知するほか、就業者に対しては市のホームページ及び医療機関等での周知広報を予定している。

*** 医師会及び病院協会等との調整に係る日程について**

医療機関等との連携は重要であることから、早急に調整を進める予定である。

*** 制度運営を持続的に行う考えについて**

当該制度の恒久的な運営は非常に重要であると認識していることから、適切に対応していきたい。

*** 制度拡充後における家庭負担等の軽減効果に係る調査を行う予定について**

医療機関の受診者数の増減等については、感染症の流行等の社会状況の変化により左右されることから、制度拡充を契機とした受診者の増加数や、家庭負担等の軽減効果を正確に集計することは困難であると考えているが、制度拡充前後の受診者の様々な属性等の統計調査を行う予定である。

《意見》

* 可及的速やかに制度拡充を実施できるよう、引き続き取組を進めてほしい。

* 市民は早期の制度拡充を求めているため、制度拡充を早めることができるように市は引き続き対応を検討してほしい。

* 本来、全国で一律に行うべき制度が、各自治体の判断で実施することで都市間で差が生じないように国へ要望を行うとともに、他都市との情報共有を十分に行ってほしい。

* 小児ぜん息患者医療費支給制度の対象者にも助成を実施してほしい。

* 制度名に含まれる「小児」という単語について、県内の他都市事例に鑑み、名称変更について検討してほしい。

* 償還払いを用いた遡及適用を検討してほしい。

* 一部負担金を撤廃することが過剰受診につながるとは考えていないが、パブリックコメントの中に過剰受診の懸念及び制度維持の不安等が挙げられていたため、対策に向け適切に対応してほしい。

* 受診控えの減少効果や、医療費等の負担額の軽減効果等が明示できるように対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決